

2 子ども・子育て

<教育>

○私立学校経常費補助（一般補助）（学事課） 11,685,372千円（R2 34,154,375千円）

私立学校の振興と保護者負担の軽減を図るため、学校法人の教育に要する経常的経費に対し、助成します。

なお、令和3年度当初予算は骨格予算のため、6月交付分のみを計上しています。

○私立学校経常費補助（特別補助・幼稚園教員の人材確保支援事業）（学事課） 254,000千円（R2 262,000千円）

私立幼稚園の教員確保を支援するため、教員の給与改善に要する経費に対し、助成します。

[補助対象経費] 学校法人が行う教員の給与改善に要する経費

[補助基準額・補助率]

①通常のベースアップ及び定期昇給の合計を超える分

- ・補助基準額：28年度基本給の6%
- ・補助率：1/2（国 1/4、県 1/4）

②通常のベースアップ及び定期昇給の合計分

- ・補助基準額：1名につき月額2,000円
- ・補助率：10/10（県 10/10）

○私立高等学校等就学支援事業（学事課） 8,490,000千円（R2 9,300,000千円）

私立高校生等に対し、家庭の教育費負担の軽減を図るため、授業料の一部を助成します。

[対象者] 私立高校、専修学校（高等課程）等に通学する生徒

[支給額] 年収590万円未満程度の世帯 生徒1人あたり396,000円／年
年収590万円以上、910万円未満程度の世帯 生徒1人あたり118,800円／年
※年収は目安であり、家族構成により異なる

○私立高等学校等授業料減免・入学金軽減事業補助（学事課）

1,540,000千円（R2 1,711,000千円）

学校法人が保護者に対し、授業料や入学金の全部又は一部を免除した場合、その経費を助成します。

[補助制度の概要]

(1) 授業料減免

[補助対象] 全額減免：生活保護を受けている者、年収640万円未満程度の者

2/3減免：年収640万円～750万円未満程度の者など

※年収は目安であり、家族構成により異なる

(2) 入学金軽減

[補助対象] 生活保護を受けている者、年収350万円未満程度の者

※年収は目安であり、家族構成により異なる

[補助額] 学校法人が入学金を軽減した額（限度額：15万円）

○私立高等学校等奨学のための給付金事業（学事課） 480,000千円（R2 417,000千円）

私立高等学校等に在学する生徒の保護者の教育費負担軽減を図るため、奨学のための給付金を支給します。

[対象者] 私立高等学校等の生徒がいる保護者等

（道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯）

[支給額]

私立高校等に在学する者で、1人につき以下の額

- | | |
|------------------------------|-----------|
| ・生活保護受給世帯 | 年 52,600円 |
| ・第1子の高校生等（全日制・定時制）がいる非課税世帯 | 年129,600円 |
| ・第2子以降の高校生等（全日制・定時制）がいる非課税世帯 | 年150,000円 |
| ・高校生等（通信制）がいる非課税世帯 | 年 50,100円 |

[負担割合] 国1/3、県2/3

○私立専門学校入学金・授業料減免事業補助（学事課） 990,000千円（R2 990,000千円）

「高等教育の修学支援新制度」に対応し、県内の私立専門学校が授業料・入学金の減免を行う場合に、県がその経費を助成します。

[対象者] 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯

[補助上限額]

県内の私立専門学校に在学する者で、1人につき以下の額

| 所得基準 | 補助率 | 補助上限額 | | | |
|-----------------------|-----|----------|----------|----------|----------|
| | | 昼間部 | | 夜間部 | |
| | | 入学金 | 授業料 | 入学金 | 授業料 |
| 年収270万円未満程度 | 3/3 | 160,000円 | 590,000円 | 140,000円 | 390,000円 |
| 年収270万円以上、年収300万円未満程度 | 2/3 | 106,700円 | 393,400円 | 93,400円 | 260,000円 |
| 年収300万円以上、年収380万円未満程度 | 1/3 | 53,400円 | 196,700円 | 46,700円 | 130,000円 |

※所得基準は家族構成により異なる。

[負担割合] 国1/2、県1/2

○公立高等学校就学支援金（財務課） 8,940,121千円（R2 9,272,020千円）

公立高校に在学する生徒の経済的負担の軽減を図るため、授業料相当額を支給します。

[対象者] 県立・市立高校生

[支給額] 年収910万円未満程度の世帯 生徒1人あたり118,800円/年（全日制）

※年収は目安であり、家族構成により異なる

○公立高等学校等奨学のための給付金（財務課） 1,035,360千円（R2 922,586千円）

公立高校等に在学する生徒の保護者の教育費負担軽減を図るため、奨学のための給付金を支給します。

[対象者] 県立・市立高校生、国立高等専門学校等の生徒がいる保護者等

（道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税である世帯）

[支給額]

国公立高校等に在学する者で、1人につき以下の額

- ・生活保護受給世帯 年32,300円
- ・第1子の高校生等がいる世帯 年110,100円（通信制・専攻科48,500円）
- ・第2子以降の高校生等がいる世帯 年141,700円（通信制・専攻科48,500円）

[負担割合] 国1/3 県2/3

○県立学校 I C T 環境整備事業（教育政策課、学習指導課）

46,627千円（R2 179,182千円）

県立学校において、各教科で I C T の特性を活かした効果的な学習を行うための検証を引き続き実施します。

[事業内容]

1 「個別・最適な学び」検証事業 32,270千円

個々の生徒にとって、より効果的な学びとなるようオンラインコンテンツを活用した学習を行います。

[実施校] 県立高校8校

2 AIソフト等を活用した外国語教育 14,357千円

生徒の「英語を話す力」等を強化するためのソフトウェアを、県内全公立中学校及び高等学校等に導入します。

[実施校] 音声リーディングソフト：県内全公立中学校及び高等学校（千葉市除く）

AIソフト：県立高校（2校）及び県立中学校（2校）

[参考：令和2年度2月補正予算案計上事業]

○県立学校 I C T 環境整備事業【新規】（教育政策課、特別支援教育課） 627,000千円

県立高校及び特別支援学校の I C T 教育環境の充実を図るため、国による助成を活用し、生徒が使用する P C 端末等を整備します。

[整備台数] 11,400台程度

○ちばっ子「学力向上」総合プランの推進（学習指導課）

164,547 千円（R2 177,879 千円）

児童生徒の学力向上のため、授業中における学習支援、放課後学習の充実、体験学習など多様な学習機会の提供、魅力ある授業づくりなどに取り組みます。

[主な事業]

1 学習サポーター派遣事業 132,370千円

児童生徒の学力向上のため、授業中における学習支援、学校教育の一環として行う放課後学習等の取組に対して、退職教員などを学習サポーターとして小・中学校に派遣します。

[補助率] 国1/3

[配置人数] 公立小中学校に192人

[実施内容] 授業中における学習支援、放課後学習 等

2 多様な学習機会の提供 29,097千円

小・中・高等学校が相互に連携し、専門的な学びの機会を提供するとともに、先進的な理数教育を推進するなど、多様な学習機会を提供します。

[実施内容] ・体験学習の推進

・先進的な理数教育の推進

3 魅力ある授業づくり 950千円

優れた技能や専門性を活かした授業を行う教員を授業づくりコーディネーターとして認定し、近隣の学校を訪問し授業公開や授業づくり支援により授業改善を図ります。

○国際的に活躍できる人材の育成（学習指導課、教育政策課）

287,833千円（R2 286,976千円）

国際的に活躍できる人材を育てるため、中学生・高校生の英語学習の充実を図るとともに、海外留学への助成や国際教育交流の推進により、国際感覚や多文化理解の醸成を図ります。

[事業内容]

1 英語教育の推進

(1) 英語等外国語教育推進事業（学習指導課） 240,876千円（R2 240,876千円）

県立学校において外国語指導助手（ALT）による授業などに取り組みます。

(2) AIソフト等を活用した外国語教育〔再掲〕（学習指導課、教育政策課）

14,357千円（R2 13,500千円）

生徒の「英語を話す力」等を強化するためのソフトウェアを、県内全公立中学校及び高等学校等に導入します。

2 国際交流の推進

(1) 高校生等海外留学助成事業（学習指導課） 15,600千円（R2 15,600千円）

高校生等が外国に留学する場合の経費の一部を助成することにより留学を促進します。

(2) 国際教育交流推進事業（教育政策課） 17,000千円（R2 17,000千円）

アジア地域に教職員・高校生を派遣し、海外との教育分野での交流を促進します。

○オリンピック・パラリンピックを活用した教育推進事業（教育政策課）

14,000千円（R2 14,000千円）

児童生徒が国際感覚やスポーツの楽しさ、ボランティア精神、障害者への理解等を身に付けられるよう、オリンピック・パラリンピック教育を引き続き実践します。また、大会に向け更なる機運醸成を図るとともに、授業でも活用できる教材を作成するなど大会後も無形のレガシーを引き継いでいきます。

[事業内容]

1 推進校における事業実施及び事業成果の普及 6,000千円

推進校でオリパラ教育を実践するとともに、その成果を各学校へ普及します。

2 児童生徒向けリーフレットの作成 3,000千円

大会を前に競技への理解・関心を高めるため、県内の全ての児童生徒向けにリーフレットを作成・配付します。

3 教育用DVDの作成 5,000千円

パラアスリートとの交流や、「共生社会」や「ボランティア」をはじめとするテーマを素材としたDVDを作成し、授業に活用していくことによって、大会後の無形のレガシーを引き継いでいきます。

○**県立学校長寿命化対策事業（教育施設課）** 279,200千円（R2 4,714,400千円）

県立学校施設の長寿命化対策を推進するため、「千葉県県有建物長寿命化計画」に基づき、実施設計等を行います。

[事業箇所] 調査・基本設計 3校19棟
実施設計 8校40棟

○**高等学校再編事業（教育施設課、財務課）** 126,173千円（R2 175,100千円）

県立学校改革推進プランに基づく魅力ある高等学校づくりを進めるため、施設・設備の整備を行います。

[主な事業]

・佐倉南高校への三部制定時制の設置 120,926千円

○**特別支援学校整備事業（教育施設課、財務課）** 2,333,606千円（R2 462,600千円）

児童生徒の増加に伴う特別支援学校の過密解消のため、校舎等の整備を行います。

[事業内容]

・柏特別支援学校の高等部分離に伴う学校新設（R4供用開始 120人規模）1,774,884千円
・桜が丘特別支援学校教室棟増築（R4供用開始 57人規模）558,722千円

○県立学校空調設備整備事業（教育施設課、財務課） 961,296 千円（R2 1,079,693 千円）
（債務負担行為 762,000 千円）

猛暑対策として、生徒の体調管理のため、県立高校の空調リース料等について引き続き負担するとともに、教職員の執務環境の改善を図るため、職員室等の管理諸室への空調整備を進めます。

[内訳]

| | | |
|------------------------------|------------|------------|
| (1) 普通教室（高等学校） | 830,786千円 | |
| ・設置校のリース料（18校分）等 | | 88,187千円 |
| ・保護者負担により設置された空調のリース料等（98校分） | | 742,599千円 |
| (2) 職員室等の管理諸室 | 130,510 千円 | |
| ・高等学校（設計 15 校、空調リース料 45 校） | | 130,510 千円 |

○学校におけるいじめ対策・不登校児童生徒支援の推進 976,232千円 (R2 939,536千円)

いじめ・不登校等の未然防止、早期発見・解決のため、スクールカウンセラーを増員するとともに、SNSを活用した相談事業を拡充するなど、児童生徒が学校生活を安心して送れる環境づくりを進めます。

[事業内容]

1 学校への支援体制の強化（児童生徒課、警察本部少年課） 854,385千円 (R2 826,483千円)

- ・スクールカウンセラーの配置（児童生徒課） 624,937千円

児童生徒のカウンセリングや教職員・保護者への助言・援助を行うスクールカウンセラーを12人増員します。

[配置人数] 小学校 176人（11人増）、中学校 312人（3人減）、高等学校 89人（4人増）、教育事務所等 11人

- ・スクールソーシャルワーカーの配置（児童生徒課） 100,589千円

問題の解決に向けて福祉機関等との連携や、学校・家庭環境への働きかけ、児童虐待が疑われるなど緊急性の高い事案に対応するためスクールソーシャルワーカーを配置します。

[配置人数] 小中学校 18人、高等学校 21人、教育事務所 5人

- ・不登校児童生徒支援チームの設置（児童生徒課） 7,903千円

不登校が長期化しているケースを対象に知見のある専門家等がチームで支援します。

- ・スクール・サポーターの配置（警察本部少年課） 120,956千円

学校が実施する非行防止やいじめ対策の支援を行うスクール・サポーターを各少年センターに配置します。

[配置人数] 32人

2 相談体制等の充実（児童生徒課、県民生活・文化課） 110,184千円 (R2 102,223千円)

- ・SNSを活用した相談事業（児童生徒課） 29,773千円

中学生、高校生を対象にしたSNSを活用した相談窓口について、年間を通じて開設するとともに、開設日を週2日から週3日に増設します。

[対象] 県内の中学・高校に通学する生徒約32万人

[実施期間] 令和3年4月1日～令和4年3月31日の週3日（予定）

- ・子どもと親のサポートセンター等における相談事業（児童生徒課） 74,338千円

窓口や電話での相談を24時間いつでも受け付けます。

- ・ネットパトロールの実施（県民生活・文化課） 6,073千円

青少年が利用するSNSなどを監視し、いじめ、非行、犯罪被害につながるおそれのある書き込みを把握した場合、関係機関への連絡等を行います。

| | |
|-------------------------------------|------------------------------|
| 3 学校におけるいじめ対応力強化等（児童生徒課、学事課） | 11,663千円（R2 10,830千円） |
| ・生徒指導アドバイザーの配置 | 6,673千円 |
| ・いじめ防止啓発資料 | 2,529千円 |
| ・いじめ防止対策推進条例に基づく調査会等 | 2,461千円 |

○子ども・若者育成支援推進事業（県民生活・文化課） 16,217千円（R2 16,250千円）

ひきこもりやニート、不登校などの問題を抱える子ども・若者に対し、支援機関の紹介を行う総合相談窓口として、「千葉県子ども・若者総合相談センター」を運営し、専門の相談員による適切な助言や情報を提供します。

[業務内容] 専門相談員による電話相談・面接相談（予約制）、保護者向け勉強会 等

○教員の多忙化対策の推進（教職員課、体育課） 284,000千円（R2 284,000千円）

教員の長時間勤務を改善するため、教員の事務作業の一部を補助する職員を引き続き配置するとともに、市町村の部活動指導員の配置に対し助成します。

[事業内容]

・スクール・サポート・スタッフの配置 245,000千円

[負担割合] 国 1/3 県 2/3

[配置人数] 小中学校 190人 特別支援学校 29人

[業務内容] 授業準備、校内掲示物の作成、会議の準備、調査統計のデータ入力 等

・部活動指導員配置に対する助成 39,000千円

[負担割合] 国 1/3 県 1/3 市町村 1/3

[業務内容] 実技指導、大会の引率 等

[配置人数] 中学校 65人

<子育て環境の充実>

○千葉県保育士処遇改善事業（子育て支援課） 1,999,500千円（R2 1,798,000千円）

保育士の確保・定着対策を推進し、県内の保育環境の改善を図るため、民間保育所等の保育士の処遇（給与）改善を実施します。

[対象事業] 私立の保育所等に勤務する常勤の保育士の処遇改善に係る事業

[基準額] 保育士1名につき月額2万円

[負担割合] 県1/2、市町村1/2（政令市は県1/4、政令市3/4）

○保育対策総合支援事業（子育て支援課） 873,483千円（R2 868,166千円）

待機児童の解消に向け、保育士の確保や保育の受け皿拡大等に必要な支援を行います。

[主な事業]

1 保育士修学資金等貸付事業 65,020千円（R2 53,430千円）

保育士確保のため、保育士養成施設に在学し、保育士資格取得を目指す学生に対して修学資金等の貸付を行います。

[貸付額] 学費5万円（月額）、入学準備金20万円 等

2 保育士・保育所支援センター設置運営事業 17,822千円（R2 24,182千円）

潜在保育士等の就労支援窓口の設置・運営を行います。

3 保育補助者雇上強化事業 169,905千円（R2 216,303千円）

保育士の業務負担軽減に取り組む保育事業者に対し、保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇上費用の一部を助成します。

[負担割合] 国3/4、県1/8、市町村1/8

4 都市部における保育所等への賃借料支援事業 502,453千円（R2 472,477千円）

都市部での賃貸物件を活用した保育所等の整備促進を図るため、賃料の一部を助成します。

[負担割合] 国1/2、市町村1/4、事業者1/4

5 医療的ケア児保育支援モデル事業 34,120千円（R2 31,694千円）

保育所等において医療的ケア児の受入れを促進するため、市町村が看護師等を配置した場合の経費の一部を助成します。

[負担割合] 国1/2、県1/4、市町村1/4

6 認可外保育施設の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 7,744千円（R2 7,744千円）

死亡事故等重大事故の発生防止や保育の質の確保を図るため、認可外保育施設に対して専門的な知見を持つ指導員を派遣し、安全性の向上に向けた指導等を実施します。

○子ども・子育て支援体制整備総合推進事業（子育て支援課）

258,728千円（R2 175,844千円）

子ども・子育て支援の充実を図るため、保育分野及び地域子育て支援分野に関わる職員の養成及び資質の向上を図るための取組を実施します。

[主な事業]

1 子育て支援員研修事業 29,170千円（R2 27,828千円）

保育士の補助等を行う子育て支援員の認定のため、支援員として必要な知識・技術を習得するための研修を行います。

2 放課後児童支援員等研修事業 21,437千円（R2 15,970千円）

放課後児童クラブの支援員の資格認定のため、支援員として必要な児童の安全確認や、生活指導などに関する研修を実施するとともに、放課後児童クラブに従事する者の資質向上を図るための研修を実施します。

3 保育士等キャリアアップ研修事業 201,052千円（R2 126,050千円）

民間保育所等の保育士の定着及び保育の質の向上を図るため、一定の経験を積んだ保育士等を対象として、キャリアアップのための研修を実施します。

[対象者] 概ね3年以上の経験を有する民間保育所等に勤務する保育士等

[対象人数] 県実施分：5,700人、指定研修実施機関分：3,650人

○認定こども園施設整備事業（子育て支援課） 2,494,000千円（R2 2,463,000千円）

幼児教育と保育を一体的に提供する民間の認定こども園の施設整備に対し助成します。

[補助対象] 民間認定こども園の創設、増改築、大規模修繕等

[負担割合] 保育所部分：国（基金）1/2、市町村1/4、事業者1/4

幼稚園部分：国（間接）1/2、市町村1/4、事業者1/4

○保育所整備促進事業（子育て支援課） 382,000千円（R2 460,000千円）

待機児童の早期解消を図るため、保育所等の施設整備費について国の助成に県が独自の加算措置を行い、緊急的に保育所等の整備を促進します。

[補助対象] 民間保育所等の創設、増築、増改築

[補助率] 保育所等整備交付金等の補助対象基準額を超える額の1/2

[上限額] 定員1人あたり2,800千円

○賃貸による保育所・小規模保育事業所緊急整備事業（子育て支援課）

670,000千円（R2 550,000千円）

保育の受け皿整備と待機児童解消を加速するため、賃貸物件を活用した保育所・小規模保育事業所を新設、定員拡大のために改修する場合の費用について、国の助成に県独自の上乗せを行います。

[補助対象] 賃貸物件による保育所等の新設、定員拡大に伴う改修（改修費等、賃借料）

[補助率] 1/8

[上限額] 定員1人あたり2,800千円

○保育所等への運営費の給付（子育て支援課） 22,939,000千円（R2 23,000,000千円）

認定こども園・保育所等の運営費に対して市町村が支弁する給付費の一部を負担します。

[対象] 私立の認定こども園、保育所等

[負担割合] 国1/2（直接）、県1/4、市町村1/4

○小規模保育等への運営費の給付（子育て支援課） 3,288,000千円（R2 2,971,000千円）

地域の特性に応じた保育機能を確保するため、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業の運営費に対して市町村が支弁する給付費の一部を負担します。

[対象] 小規模保育、家庭的保育及び事業所内保育を行う事業者

[負担割合] 国1/2（直接）、県1/4、市町村1/4

○幼児教育・保育無償化の実施〔一部再掲〕（子育て支援課、学事課）

11,660,000千円（R2 13,303,300千円）

保育所・認定こども園・私立幼稚園等の無償化に要する経費の一部を負担します。

[対象施設]

・認定こども園・保育所等〔再掲〕 6,940,000千円

・私立幼稚園（子ども・子育て支援新制度未移行） 4,480,000千円

・認可外保育施設等 240,000千円

[対象経費] 満3歳未満（住民税非課税世帯に限る）又は3歳～5歳の子どもの利用料。

ただし、対象施設や子どもの年齢によって月額上限あり。

[負担割合] 国1/2（市町村への直接補助）、県1/4、市町村1/4

○保育士配置改善事業（子育て支援課） 1,294,100千円（R2 1,182,000千円）

国の基準を上回って保育士を加配した民間保育所等に対して助成します。

[補助対象]・特定乳幼児・障害児受入分 116,000千円
・その他児童分 1,178,100千円

[補助率]・特定乳幼児・障害児受入分：県1/3・市町村2/3
・その他児童分：県1/2・市町村1/2

○多様なニーズに対応した子育て支援（子育て支援課）

2,749,000千円（R2 2,526,000千円）

保育施設等において、病児保育、延長保育、一時預かりを実施するなど、市町村が地域の実情に応じて実施する、多様な子育てニーズに対応するための事業に対し助成します。

[負担割合] 国1/3（直接）、県1/3、市町村1/3

[主な事業]

1 病児保育事業 488,000千円

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に実施する保育等に対して助成します。

2 延長保育事業 511,000千円

通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で実施する保育に対して助成します。

3 一時預かり事業 565,000千円

家庭において、一時的に保育が困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行うための費用を助成します。

4 地域子育て支援拠点事業 865,000千円

乳幼児とその保護者同士が交流する子育て支援の拠点施設を設置し、育児相談や、情報提供等を行う取組に対して助成します。

○放課後児童健全育成事業（子育て支援課） 2,792,000千円（R2 2,286,000千円）

仕事などで保護者が昼間家庭にいない児童の生活や遊びの場となる「放課後児童クラブ」の運営費について、市町村に対し助成します。

[負担割合] 国1/3（直接）、県1/3、市町村1/3

○放課後子供教室推進事業（生涯学習課） 138,469千円（R2 134,965千円）

子どもたちの安全・安心な居場所づくりのため、市町村が小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の協力を得て、勉強やスポーツ、地域との交流等を行う「放課後子供教室」の運営費に対して助成します。

〔負担割合〕 国1/3、県1/3、市町村1/3

〔実施見込〕 27市町

○子ども・子育て支援整備事業（子育て支援課） 332,000千円（R2 373,000千円）

放課後児童クラブ及び病児保育施設の創設、改築、大規模修繕等に要する経費に対し助成します。

〔負担割合〕 国1/3（直接）、県1/3、市町村1/3 等

○子ども医療費助成事業（児童家庭課） 6,700,000千円（R2 6,700,000千円）

子どもの保健対策の充実を図るとともに保護者の経済的負担を軽減するため、子どもの医療受診に要する費用を助成します。

〔実施主体〕 市町村

〔負担割合〕 県1/2、市町村1/2（千葉市のみ県1/4、市3/4）

〔助成対象〕 入院 中学校3年生まで

通院 小学校3年生まで

〔自己負担〕 入院1日、通院1回につき300円

〔支給方法〕 現物給付

○ひとり親家庭等医療費助成事業（児童家庭課） 564,000千円（R2 483,000千円）

ひとり親家庭等の医療費の負担を軽減するため、医療費助成を行う市町村に対し補助を行います。

〔対象者〕 ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童 等

〔自己負担〕 入院1日・通院1回につき300円、調剤無料

〔負担割合〕 県1/2、市町村1/2

○子育て等応援！チーパス事業（子育て支援課） 17,447千円（R2 64,500千円）

企業等の協賛により、子育て家庭が店舗等で各種サービスを受けられる子育て支援事業を実施します。なお、令和3年4月からのチーパス電子化を含めたアプリ等（チーパススマイル）の運用を開始します。

[対 象] 県内の妊娠中の方又は18歳未満の子どもが1名以上いる家庭

[実 施 方 法] ①優待カード「チーパス」を市町村を通じて各家庭に配布
②協賛事業者は協賛ステッカーを掲示し、各種サービスを提供
③対象者は優待カードを提示し、サービスを受ける
④県はホームページ等で協賛事業者の広報を実施

[内 訳] 広報物資等の作成 5,720千円
事業広報費等 3,864千円
アプリ等運用 7,863千円

[運 用 開 始] 令和3年4月から

○特定不妊治療費助成事業（児童家庭課） 1,842,000千円（R2 724,000千円）

高額な不妊治療費の負担を軽減するため、治療に要する費用の一部を助成します。なお、令和3年1月1日以降の治療から、助成対象となる夫婦の所得制限を撤廃し、2回目以降の治療に対する助成額を引き上げるなど、制度の充実を図ります。

[負担割合] 国1/2、県1/2

[助成対象] 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦
改正前：所得制限 夫婦合算の所得が730万円未満であること
改正後：所得制限の撤廃

[助 成 額] 特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）及び男性不妊治療に要する費用
改正前：初回のみ30万円、2回目以降は15万円
（一部治療は一律7万5千円）
改正後：一律30万円（一部治療は一律10万円）

<児童虐待防止>

○児童相談所の機能強化（児童家庭課） 44,143千円（R2 35,786千円）

児童虐待事案等に適切に対応するため、人員配置の強化や施設整備等により児童相談所の機能強化を図ります。

[主な事業]

1 人員配置の強化

国が示す児童虐待防止対策体制総合強化プランや県の児童虐待防止緊急対策に対応するため、児童相談所の児童福祉司、児童心理司等を増員します。

2 ICTを活用した児童相談所業務改善事業 42,543千円（R2 33,920千円）

児童相談所の業務の適正化及び業務の効率化を図るため、ICT環境等を整備します。

[事業内容]

・児童相談所支援システムの開発 29,678千円（R2 21,000千円）

児童相談所業務の適正化及び業務効率化を図るため、新たなシステムの開発を行います。

[事業内容] 令和3年度：システム開発・保守委託等 29,678千円

令和4～7年度：システム保守委託等 12,980千円

[運用開始] 令和4年2月見込

[主な機能] ・ジェノグラム作成機能

・会議資料自動作成機能

・業務の進行管理機能 等

・児童相談所職員支援端末の整備 12,045千円（R2 10,300千円）

職員間等の情報連携を迅速かつ円滑に行うため、出張時の連絡等に使用する公用スマートフォンの運用等を行います。

[事業内容] 運用経費等 12,045（タブレット8台、スマートフォン100台）

・その他のICT環境の整備 820千円（R2 2,620千円）

3 児童相談所第三者評価事業 1,600千円（R2 1,866千円）

児童相談所の適切な運営を図るため、県所管の児童相談所の外部評価を実施します。

○児童虐待防止対策事業（児童家庭課）

535,855千円（R2 453,812千円）

児童虐待の未然防止、早期発見、被虐待児童のケア等に総合的に取り組みます。

令和3年度は、引き続き、入所児童への医療的なケアの強化を実施する児童養護施設等への支援を行うとともに、里親委託前の子どもとの関係調整のために必要な費用に対する助成等、里親数の一層の増加を図る取組などを行います。

[主な事業]

1 里親委託推進事業

56,207千円（R2 50,197千円）

里親制度に関する理解を深め、里親の登録及び委託へ繋げるとともに、里親に対する研修、相談援助、交流推進等を実施するとともに、里親委託前に子どもとの関係調整のために実施する面会や、里親宅における外泊などに要する生活費及び児童養護施設等への旅費を補助し、里親登録者数の増加に取り組みます。

2 児童相談所虐待防止体制強化事業

171,328千円（R2 171,706千円）

24時間365日電話相談に応じるとともに児童虐待通報があった場合、児童福祉司と目視による安全確認を行う児童安全確認協力員の配置等を行います。

3 児童相談所専門機能強化事業

69,148千円（R2 46,324千円）

児童相談所職員に対する各種研修の実施や弁護士等の専門家の協力・助言を得る体制の強化を図ります。

4 児童虐待対策関係機関強化事業

16,078千円（R2 15,090千円）

市町村担当者等への各種研修の実施や要保護児童対策地域協議会への専門家の派遣など、関係機関への支援等を行います。

5 子ども虐待防止地域力強化事業

30,000千円（R2 30,000千円）

児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を年度を通して展開し、通告義務や相談機関の周知等を図ります。

6 児童虐待防止医療ネットワーク事業

4,432千円（R2 4,432千円）

こども病院への児童虐待専門コーディネーターの配置や地域保健医療従事者に対する研修等の実施により、医療機関における児童虐待対応の強化を図ります。

7 子ども心の診療ネットワーク事業

7,800千円（R2 7,890千円）

虐待により心理的なケアが必要な児童に関する市町村や医療機関からの相談に対応するため、拠点病院へコーディネーターを配置し、助言等を行うとともに、医療機関や関係機関を対象とした研修等を実施します。

8 乳児院等多機能化推進事業

122,853千円（R2 79,827千円）

入所児童の家族等からの相談に対する育児指導、入所児童への医療的なケアの強化を実施する乳児院や児童養護施設等への支援を行うとともに、新たに望まない妊娠をした妊婦等を支援するために看護師等を配置する施設に補助を行います。

9 切れ目ない支援につなぐ妊娠SOS相談事業 18,933千円 (R2 12,000千円)

妊娠中の女性の不安を解消し安心して出産できるようにするため、電話やメールにより相談を受け、助産師や看護師等による適切な助言等を行います。

○学校との連携機能強化（児童生徒課・教職員課） 104,691千円 (R2 99,777千円)

学校と関係機関の連携を強化し、児童虐待の未然防止・早期対応を図るため、担任教諭が児童へのきめ細かな見守りやケアを行えるよう授業の一部を代替する非常勤講師や、緊急性の高い困難事案にも迅速に対応できるスクールソーシャルワーカー等を配置します。

[事業内容]

- ・非常勤講師の配置 90,562千円
児童の見守りやケアをきめ細かく行えるよう、担任の授業の一部を代替する非常勤講師を配置します。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置 [再掲] 11,308千円
児童虐待が疑われるなど緊急性の高い困難事案にも迅速に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーを各教育事務所にも引き続き配置します。
- ・スクールロイヤーを活用した法的相談体制の構築 2,821千円
教職員が不当な圧力等に毅然と対応できる体制の構築に向け、スクールロイヤーを活用した法的相談等を実施します。

○児童養護施設等体制強化事業（児童家庭課） 236,640千円 (R2 106,866千円)

児童養護施設等における人材を確保し、要保護児童の受け入れ体制を強化するため、児童指導員等の補助を行う職員を雇い上げる施設に対し、補助を行います。

令和3年度からは、夜間業務等の業務負担軽減を図るために追加で補助者を雇い上げた場合に補助します。

- [対象施設] 児童養護施設、乳児院 等
- [対象経費] 職員の雇い上げに係る費用
- [補助率] 10/10 (上限額 4,080千円/1人等)

○次世代育成支援対策施設整備交付金事業（児童家庭課）

656,701 千円（R2 589,178 千円）

児童福祉施設等の整備促進及び入居している児童の処遇向上を図るため、社会福祉法人等が実施する施設等の整備に対し助成します。

〔負担割合〕 国1/2、県1/4、事業者1/4

〔対象事業〕 児童福祉施設の建替え 等

○DV等の防止及び被害者支援の推進（児童家庭課） 239,338千円（R2 229,438千円）

ドメスティック・バイオレンス等の防止及び被害者支援の推進を図るため、相談、一時保護、広報啓発等の事業を実施します。

〔主な事業〕

- 1 相談支援体制の充実 199,468千円（R2 189,457千円）
 - ・女性サポートセンターにおける電話相談、一時保護の実施等 160,951千円
 - ・地域配偶者暴力相談支援センターにおける相談の実施 38,517千円
- 2 児童相談所等の関係機関との連携強化 7,508千円（R2 6,836千円）
 - ・児童相談所におけるDV相談等の実施 5,842千円
 - ・関係機関との合同研修による職員の資質向上 1,666千円
- 3 DVの早期発見に向けた広報啓発 16,744千円（R2 16,744千円）
 - ・スマートフォン利用者などへのインターネット広報啓発 4,885千円
 - ・DV防止キャンペーンでの広報啓発 3,907千円
 - ・啓発物資の配布 6,302千円
 - ・DV予防教育の推進 1,650千円